

Title	我国農業に於ける封建的性質について
Sub Title	
Author	小池, 基之
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1933
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.27, No.3 (1933. 3) ,p.437(79)- 468(110)
JaLC DOI	10.14991/001.19330301-0079
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19330301-0079

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

此の反動的傾向に比較すれば、社會主義者より忌憚なき非難を浴びせられた、十九世紀末の社會政策家は充分に進取的であり、且つ物質的であつたと云へる。

新社會政策が社會の生産機構に對する批判的道向に引きつられて來たのも、此の形勢の當然の結果であつた。舊社會政策に留まれば、現在の反動的強壓的傾向は、其の廢棄を強要する、自から没落せざるを得ない。この結果、如上の所論に明なるが如く、多くの社會政策家は反動化し、觀念論的となり、フナツシヨ化し、國民主義的となつてしまつた。反對に、社會政策を更に生かさうと試みる者は、資本主義社會に對して根本批判的となつた。故に現代は社會政策の岐路にある。舊き社會政策として没落するか、或ひは舊き社會政策より逸脱して新社會政策に生きるか。後者の路とて、決して樂ではない。新社會政策はまだ、漸く岐路に於いて、如何なる方向に踏み出す可きかを決定したに過ぎぬ、故に其の前途は未知に屬するものが頗る多い。新社會政策論者の研究も、之れに適合する。根本制度、組織に對して批判するとなれば、如何なる政策的對策が残されるか、之れ、吾々に對して、舊社會政策の没落と共に與へられたる、課題である。(昭和八年二月十八日稿)

附記

本稿は多少早急の間に執筆した爲め、資料に關する部分は極めて不満足な状態にある。十九世紀末の社會政策の實際及び其の成績、大戦及び大戦後社會政策の真相、現代經濟恐慌と社會政策後退の實狀等は資料的研究を以つてして、始めて興味津々たるものがある。反之、本稿は僅に其の傾向的概説に止まつたのは甚だ遺憾である。此の點他日の補正に俟つべく、今回は本稿を以て後日研究の指示に役立しめるを得ば幸甚とせざるを得ない。

我國農業に於ける封建的性質について

小池基之

大正九年以來潜在的形態を採つてゐた農業恐慌は昭和五年に至つて次第に急性的局面に入つた。その恐慌の深刻さと全面的な體様に於て、現時の恐慌は未曾有のものであると云ひ得る。既に我國資本主義の發達に伴つて絶えず原始的蓄積の對象として收奪され來つたことによつて、農村の疲弊は慢性的であつた。即ち都市工商工業の急速な發展はそれと對蹠的な農村の急速な疲弊によつて齎らされたものである。そして一方に於ては工業部門に於ける高度の資本主義の發達と、他方に於ては農業部門に於ける非資本主義的生產關係の殘存は、資本主義の發展過程に於て國內市場の狹隘を齎したのであるが、この故に販賣市場としての農村の擁護維持と、世界資本主義の、殊に帝國主義的段階への歴史的發展は、封建的搾取に伴ふに資本主義的搾取も強化せしめた。こゝに我國農業の有する一貫せる矛盾があるのであつて、農民大衆の貧窮化と慢性的過剰生産が生ぜしめられたのである。そしてこの慢性的生産過剰が工業恐慌と結びついたことを直接の契機として農業恐慌は急性化され深刻化さるに至つた。

昭和五年に於ける米作の未曾有の農作と共に、資本主義下向期の必然的諸現象である世界經濟恐慌と金解禁を動

因とする我經濟界の不況は農業恐慌に一層の拍車をかけた。しかも工業部門に於ける恐慌克服の再生的手段として採られた資本家的合理化運動の強化は、工業部門に於ける恐慌の負擔の大部分を農村の犠牲に轉嫁するの結果を生じたのみである。即ち産業合理過程に於ける原料の低價購入、生産制限、工業品販賣、カルテルの結成等は原料農産物の計畫的買崩し、失業者の農村強請、農村過剰人口の増大、「缺狀價格差」の擴大となつて農村を壓迫する。(註一)かくして激成された一般購買力の激減は、自然的農作を著しい生産過剰として市場に齎らすことにより、農産物の市場價格の下落を激減した。(註二)それは又翌六年に於ける一般的不作乃至地方的凶作によつて一層尖銳化され殊に農家負債の固定化、回收不能、擔保不動産の値下り、預金引出しの増加等の結果は地方的金融恐慌にまで發展した。勿論金輸出再禁止は一應かゝる地方的金融恐慌を喰ひ止めたやうではある。然しそれは我國農業恐慌を克服し得なかつたばかりでなく、反つて恐慌の深化に役立つたのみである。恐慌の深化は尖銳化した政治的局面と密接に結びつくに至り、(註三)五・一五事件を中心とする社會的動靜と農民のテロ化によつて、農村の破局的窮乏は社會の注視を受けた。第六十二臨時議會の開會、自治農民協議會を始め農村諸團體の請願運動、第六十三臨時議會の開會等は農村に於ける經濟的—政治的不安が如何に深刻であり、急迫してゐたかを物語るに充分である。そしてこの切迫せる局面緩和の爲めに、戰爭の爲めのインフレーションに併せて、農村救済の爲めの、時局匡救の爲めのインフレーションの急速な實行を見るに至つた。

乍然これ等の救済策は果して何の程度まで農村を救済し得たであらうか。第六十三議會に於ては一億八百五十七萬二千圓の農村匡救豫算が通過し、預金部による一億七千二百五十萬圓の低利資金の融通が決定された。又「農山漁家の經濟生活を安定せしめ、更に將來に向つて其福利を増進せしむるが爲、」^(註四)「現下農村疲弊の由來せる素因が當に

輓近内外經濟界の異常なる不況に職由するのみならず、深く農村經濟の運営及び組織の根底に横たはるものある實狀を明らかにし、農漁家の自醒を促すと共に其禍因の免除に努力せしむる」^(註五)の目的を以て農林省内に經濟更生部の設置を見るに至つた。乍然農村匡救豫算の主要部分を占むる土木事業費も政友會時局匡救調査の報告に述ぶるが如く「無用に消費せられる點少しとしない」ものであり、「直接就勞の機會を與へ、遍く賃銀收入の途を講ずる」といふ意圖も窮迫せる農民一般を考慮しての不況對策として期待をかけることは出來ないであらう。農村負債モラトリアムは實現されず、農村負債組合法案も第六十三議會に於て否決された。而かも三ヶ年間に六億圓の支出を爲すといふ時局匡救費も、八年度豫算編成に當つて、諸農産物價格の昂騰を理由として、二億三千三百萬圓の減額が爲されてゐる勿論インフレーション政策の効果は一般物價を騰貴せしめ、従つて農産物價格をも騰貴せしめた。(註六)しかしそれは又「缺狀價格」差を益々大にし、農家負債、地代等の形態で特に過少農を抑壓するに至るであらう。

吾々はかゝる支配階級の所謂「農村匡救策」が農業の危機からの救済を標榜してゐるにも拘らず、農業恐慌は益々深化して行くといふ事實を見た。(註七)農村救済策は農業恐慌の眞の原因の把握によつて得られる。しかも單に急性的局面に轉化せる役割を爲した農産物價格の變動や收穫高の増減にのみ問題を限定することは出來ない。農村の慢性的窮乏は、我國資本主義發達の原始的蓄積の土臺となつたことに存するものであり、殊に地主的土地所有と過小農制は高利地代と高利的土地價格を發生せしめ、農業に於ける資本蓄積を不可能ならしめた。この故に農業問題に於ける土地問題は重要である、吾々は農業恐慌を資本主義の發展の中に、即ち生産力と生産關係の矛盾の中に把握しなければならぬ。殊に農業に於ける半封建的生產關係の殘存物は原始的蓄積を可能ならしめると同時に封建

的搾取を擴大再生産した。この意味に於て筆者は農業に於ける半封建的生産關係の殘存物の、我國資本主義發達の
上に於ける意味を明らかならしやうと試みるものである。

(註一) 農民は金融資本に隷屬するに至つて、その奴隸的没落の過程を促進されつゝある。それは製絲業者による養蠶農
民の賃銀奴隸化、農業經營に於ける肥料工業資本家の抑壓、市場經營資本家及び土地資本家による農民の市場並
びに土地に隷屬する賃銀労働者化の形態に於て表はれてゐる。殊に大製絲業者による養蠶家の壓迫は著しく、絲
價の下落は直ちに繭價の下落をなつて轉嫁される。又肥料カルテルの結成は農産物價根の下落にも拘はらず、企
業の集中資本の獨占によつて、價格下落に對する防止を可能ならしめてゐる。過小農經營の基礎の上に發達がな
されてゐた製絲業、紡績業に於ける賃銀引下げ乃至労働者の解雇が、その賃銀を以て生計の一部としてゐた過小
農經營の窮乏を如何に重加したかは屢々云はれる所である。

(註二) 最近の米穀實收高並びに繭産額は次の如くである。

内地	朝鮮		臺灣	
	第一期作	第二期作	第一期作	第二期作
昭和三	六〇、三〇三、〇八九石	一三、五一一、七二五石	三、一九六、九一一石	三、五九八、〇九四
四	五九、五五七、六九四	一三、七〇一、七四六	二、八五二、五四七	三、六二八、二一五
五	六六、八七五、五三三	一九、一八〇、六七七	三、四八二、六三七	三、八八七、八七九
六	五五、二一五、二六三	一五、八七二、九九九	三、六二八、四四五	三、八五一、四〇一
七	六〇、三九〇、〇〇〇	—	四、〇〇七、六四八	—

(農民協會編昭和八年日本農業年鑑九八、九九、一〇〇頁)

七年度米收穫實收高(内地)六〇、三九〇千石(前年實收高に比し九%の增收)によつて推算した八年度需給關係は

理想持越高五、〇〇〇千石を超える三、五八九千石の過剩米を生ずることとなる。又繭産額は

春 蠶 夏 秋 蠶

昭和三	四九、五六一、七四三貫	四四、二八七、三四七貫
四	五〇、五九四、四〇五	五一、四九八、六五四
五	五六、一〇三、一三六	五〇、三六〇、三八〇
六	五二、六六七、二二五	四四、四〇五、二三〇
七	四六、三〇八、〇〇〇	四三、一五九、〇〇〇

之に伴ふ米價及び繭價の變動を示せば次の如くである。

「米」(深川正米玄米中米一石建、單位圓)

十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	平均
昭和四	元、四	元、五	元、三	元、三	元、六	元、四	元、三	元、五	元、五	元、二	元、一	元、二
五	元、九	元、八	元、三	元、三	元、三	元、三	元、三	元、三	元、三	元、三	元、三	元、三
六	一八、一三	一八、〇四	一七、五	一七、六	一八、〇〇	一八、三	一八、五	一九、六	二〇、六	一九、三	一九、四	一九、四
七	一七、三	一八、五	二二、五	三三、三	三三、三	三三、三	三三、三	—	—	—	—	—

(日本農業研究會編「日本農業年報」第一輯一四〇頁)

「繭」(全國平均一貫目常價格、單位圓、農林省調査)

春 蠶 夏 秋 蠶 平均

昭和三	六、八八	六、〇二	六、四八
-----	------	------	------

我國農業に於ける封建的性質について

四	七、五七	六、五三	七、〇六
五	四、〇〇	二、〇四	三、一〇
六	三、〇八	二、九六	三、〇三

(同年報 二六五頁)

(註三) 東洋經濟新報社編「日本經濟年報」第九輯一二三頁參照

(註四) 農務時報、昭和七年十一月號六頁

(註五) 金再禁後の爲替暴落、並びに漸次發展して來た財政並びに金融インフレーションと共に物價は昨年九月以降毎月激勝を續けてゐる。六年十二月十日と七年十二月二十四日現在の重要品相場は次の如くである。(昭和七年十二月二十八日讀賣新聞)

内地小麥	三、九〇	六、六五	七、一
正 米	一八、三〇	二三、四〇	二八
期米(先)	二一、三八	二五、八四	二一
蓬萊米	六、一〇	八、五五	四〇
滿洲大豆	二、六〇	五、二五	一〇二
豆 粕	二、〇二	三、九一	九四
硫 安	二、三三	三、九五	七〇
麥 粉	二、三六	三、五一	四九

六年十二月十日 七年十二月二十四日 騰貴率%

煉 粕	一、三三〇、〇〇	二、〇二〇、〇〇	六四
鱈 粕	二、五〇	三、九〇	五六
生 絲	五七、九〇	九〇、九〇	五七

右の表に於ても明らかな如く、インフレーションの影響による農産物の價格の騰貴にも拘はらず、肥料等の農村必要品の價格はより以上に騰貴し、(爲替低落の如實の影響を獨占資本による販賣價格引上の容易)、その結果農産物價格の騰貴による収入の増加以上に支出は増加する。加之、貨幣價値の減少に伴つて債權者、地主の收奪は強化される。

(註六) 恐慌の深刻化は一人當り消費額減退、持越米増加等に見ることが出来る。

米一人當消費額	石	石	石	石	石
	一、一三三	一、一〇二	一、〇七六	一、二二四	一、〇〇六
前年よりの持越高	千石	千石	千石	千石	千石
	五、七六五	七、八四〇	七、〇二七	五、七一九	九、二四〇

(備考) 昭和三年乃至六年は前掲「日本農業年鑑」一一一頁より、昭和七年度は七年十一月一日現在全國在米高を基礎させる需給關係より推算(昭和七年十一月十二日、國民新聞)

屢々云はれる如く我國の農業經營は過小農經營であり、農業問題はこの過小經營の理解に基かしめられなければならぬ。今昭和五年に於ける農家戸數を見るに五、五九九、六七〇戸であつて、耕地面積五、九一五、七〇九町であるから農家一戸當り平均一、〇六町を耕作するに過ぎず、昭和六年の計算では一戸當り平均耕地面積は〇・九八町(農家戸數五、六二〇、一七七戸、耕地面積六、〇七七、四一三町)となつてゐる。(註七) 斯くの如く農業經營規模の

小なることは、土地其の他の生産機關の分散、勞働行程に於ける協業的形態の缺除と相俟つて、我國農業の生産様式の特質を爲すものである。過小農制の下に於ては生産力の發展は唯集約的經營、農産物の多様化に於てのみもたらされる。それは一方に於て土地飢饉を激化すると共に、高利地代を發生せしめ、高利的土地價格を成立せしむることによつて、他方に於ける地主的土地集積の傾向と共に、資本を益々農業より遊離せしめることによつて、遅れた半封建的生産關係を維持し、再生産する。この過小農制の特質は又その基礎の上に行はれた原始的蓄積の特質を規定するものであり、従つてそれは又我國資本主義の發展の特質を規定するものである。この故に又吾々は農業恐慌に於けるこの「非資本主義的性質」から生ずる特殊的原因を看過してはならない。そして、非資本主義的生産關係の殘存によつて封建的搾取が再生産せられる限り、特に過小農の没落は決定的であり、深刻である。資本主義的環境のうちにあるこの小商品生産者は、それ自身はその經濟的諸關係において資本主義的經濟の一般的法則、市場價格、地代等々の形成の法則に従屬するとは言へ、しかもこの小商品生産の壓倒的性質は、農業恐慌の發展行程と全性質との上に、本質的な影響を及ぼさざるを得ない。(註)吾々はこの過小農の存在を資本の原始的蓄積過程に於て見なければならぬのであつて、しかもこの資本の原始的蓄積は半封建的隷屬搾取關係の土臺の上に、又その再生産の上になされたのである。そしてこの封建的生産關係の殘存は明治維新の變革の特質の中に規定せられてゐる。

既に明治維新の變革は封建的身分制度の廢止と共に、土地私有权の法認による農奴的地位からの解放、土地永代賣買禁作物栽培との禁制の解除等を通じて、農民に對しても平等の地位を與へた。かくして明治維持は封建的束縛を打破することによつて我國資本主義への道を開いたものであつたが、その指導的要素であつた商業資本・高利貸資本は一面に於ては近代的資本・産業資本として確立する爲めに、又一面に於ては、日本自身が世界市場形成の最後

の一環として、既に帝國主義的段階に達してゐた先進資本主義國の收奪侵略の對象であり、植民地化の危機に臨んでゐたことの爲めに、特に強力なる原始的蓄積を準備しなければならなかつた。こゝに我國資本主義の發展に對する急激な保護助成の必然性が存したのである。従つて農民は維新の變革によつて封建的束縛から一應解放された。けれ共直ちにそれ等の原始的蓄積の對象として利用されざるを得なかつたのである。

この原始的蓄積の強行は一方に於て都市工商工業資本の急激な發展を伴ふと共に、他方に於ては農業に於ける封建的生産關係を存続し、更に封建的小作關係を擴大再生産した。従つて明治維新によつて齎らされた土地永代賣買の解禁を初めとする幾多の封建的諸制限の撤廢と近代的土地所有の確認とは、資本主義的生産諸力の完全な解放、被壓迫農民の封建的支配からの解放への積杆として役割を演ずるものではなかつた。即ち從來農民が土地に對して有してゐたものが耕作權に過ぎず、所謂地主と稱するものは唯中間的搾取を有するに過ぎなかつたのであるが、封建的勢力の崩壊と共に一般に耕作權は土地所有權に發展した。(けれ共一方從來土地に對する永續的占有事實に基いて用益をなし得た永小作人、「一地兩主」の土地所有關係の下に於ける現實の耕作者、乃至は永小作者たる法律上の權原を有してゐたものは、或ひは一地兩主の所有關係を否定してその分割的土地所有權を剝奪され、或ひは現實の永小作者の永小作權を剝奪されて通常の小作人に墮するに至つた。(註)かくして土地所有權の確認は地券の交付によつてなされ、その法律化の具體的内容は土地永代賣買禁止の解除(明治五年二月十五日)、土地細分の制限撤去(八年五月八日)、土地百坪以下切歩賣買差許等となつて表はれるに至つたのであるが、しかもこの農民の土地所有權確認は土地所有に對する商業資本・高利貸資本の浸蝕を助成するものであつた。このことは封建社會に於ける土地永代賣買禁止令が當時既に高度に蓄積されつゝあつた、商業資本の農村侵入による封建的土地所有の崩壊に對する防

止として制定されたものであつたこと、又資本主義の急速な發達の爲めに農村を犠牲とする原始的蓄積が強行されねばならなかつたことを見れば明らかである。従つてこの他の諸々の「農業解放」も農民に對する自由を約するものであつたが、結局商業資本、高利貸資本の收奪の對象として利用されるに止まつた。農業に關して認められた營業の自由は、

一、耕作物に對する從來の制限を撤去して有利と思ふ如何なる作物を如何なる土地に栽培するも之を自由となしたこと(明治四年四月、田園作物の制限を解き桑・楮・漆・茶の栽培を許す。)

二、農産品の用途に對する制限の撤去(五年十月七日、米・豆・及び雜穀にて油製造差許)

三、穀物其他の輸出入の自由(六年六月十七日)。(註四)

等に要約することが出来る。これ等の「農業解放」は農業に於ける資本主義的生産關係の發達への契機となつたものであるが、それにも拘らず明治維新が、開港以後急激に發展したが確保たる勢力を有するに至らなかつた商業資本を指導的要素として、高度に發達した外國資本の壓迫の下に行はれた結果、維新の變革に伴ふ土地改革の進歩的内容は著しく不徹底のものであり、従つてこれ等の「農業解放」は資本主義發達に於ける端緒的原始的段階たる商業資本に適應すべく改められたものに過ぎなかつた。殊にその限りに於ての半封建的生產關係の殘存は現物地代を徵收する封建的搾取關係を持続することによつて、過小經營を擴大再生産し、大地主による土地集中にも拘はず資本主義的經營の進歩を(殊に本來の農業部門に於ては)著しく阻害した。従つて「水田、白田ノ種藝ハ米麥諸穀ニ限ラズ其ノ土質ニ適スル者ヲ培植」(註五)することを許されたとは云へ、その自由は商業資本によつて強制されたものであつた。殊に封建的割據の撤廢及び運輸機關の發達による國內經濟的分業化、外國貿易の解放による輸入の壓迫

乃至輸出の刺激、地租改正による地主の資本家化、産業革命による農村經濟の交換經濟化(註六)は農村に於ける自給自足經濟を崩壊せしめ、副業を收奪し工場工業によつて家内工業を剝奪することによつて、農業に於ける商品生産を發達せしめた。しかも、商品生産の發展は資本主義的生產關係へ發展すべき進歩的過程であるが、土地の制限と農村に於ける過剩勞働力の擴大再生産は商品生産の最高形態たる資本主義的的商品生産への發展を不可能ならしめたのである。即ち「農民はこの場合、その生産物を商品として生産することを得しめる諸條件なくして商人となり産業者とな」つたのであることを注意しなければならない。(註七)かくして商品生産の結果は農民をして他の商品の購買者として重要な地位に立たしめると共に、市場經濟による收奪の下に置き、商業資本は自由取引による相場の變動を利用することによつて資本を蓄積し得たのである。

更に機械動力の進歩發達利用に伴ふ家内工業の資本制工場生産化と共に、農家經濟は單純化せられたのであるが、殊に製絲業・製茶業等の粗工業の發達は、茶桑等の栽培を有利ならしめることによつて、農家の生産をそれ等に集中せしめた。かくして商業資本の收奪の基礎は益々強固ならしめられたのである。そしてその關係は産業革命の進行と共に強化され、農村經濟は交換經濟の中に進展するに至つた。

(註一) この極端な過小農經營の事實は「我國農業としては特殊な様相を持つ北海道の面積」によつて幾分被蔽されてゐる。今農區別に一戸當り耕地面積を見るに、(昭和五年度)

	田	畑	合計
全 國	〇、五七	〇、四九	一、〇六
北海道	一、〇八	三、四〇	四、四八

我國農業に於ける封建的性質について

我國農業に於ける封建的性質について

九〇 (四四八)

東北	〇、八八	〇、五五	一、四三
關東	〇、四八	〇、六〇	一、〇八
北陸	〇、八五	〇、二二	一、〇七
東山	〇、三七	〇、四三	〇、八〇
東海	〇、四八	〇、三五	〇、八三
近畿	〇、五七	〇、一六	〇、七三
中國	〇、五三	〇、二一	〇、七四
四國	〇、三九	〇、三〇	〇、六九
九州	〇、五一	〇、四二	〇、九三
沖繩	〇、〇七	〇、六一	〇、六八

〔日本經濟年報〕七七頁

更にこれ等の過小農制の體様は耕地反別に分けられた農家戸數を見ることによつて、一層明確に表はれて來るであらう。

	昭和五年		昭和六年	
	戸數	百分比	戸數	百分比
五段未滿	一、九三九、四〇四	三四・六三	一、九三四、〇八八	三三・二〇
五段以上	一、九六一、三六七	三四・二二	一、九二八、六六六	三三・〇九
一町以上	一、二二七、四一七	二二・九二	一、二二二、七〇三	二二・七一
二町以上	三一六、五二五	五・六五	三一九、七九三	五・六八

三町以上	一二九、〇五六	一二・三一	一三〇、二一一	一二・三三
五町以上	七〇、九〇一	一・二七	七二、九八五	一・六七
計	五、五九九、六七〇	—	五、六二〇、一七七	—

即ち一町未滿の耕地を耕すものは全農家の七割に及び、而かも農業によつて労働報酬を得て生活して行く爲めに家族労働によつて耕作される平均面積は一町七反四畝であるから(猪俣津南雄「没落資本主義の第三期」二二八―九頁参照)我國農家の約八割は家族労働を以てすら充分に耕作し得る土地を有しないものである。

- 〔註一〕 リヤシチエニコ「農業恐慌の理論」二五―二六頁
- 〔註二〕 平野義太郎「明治維新の變革に伴ふ新しい階級分化と社會的政治的運動」(日本資本主義發達史講座第一部明治維新史)一〇六頁
- 〔註三〕 高橋龜吉「日本資本主義發達史」一四二頁
- 〔註四〕 「大藏省沿革史」明治前期財政經濟史料集成第二卷三三八頁
- 〔註五〕 高橋龜吉前掲書一三九―一四〇頁
- 〔註六〕 マルクス「資本論」高島素之譯改造社版第三卷下 三五〇頁

三

我國資本主義の發達が特に農村に對する收奪の上に行はれたことは前に述べた。そして明治維新の諸變革にとともに土地改革は資本主義的生産諸力の發展の爲めに封建的諸關係を或程度まで打破したのであるが、明治維新の特質によつて規定される土地改革の不徹底さは新なる半封建的桎梏の再生産、又地主による封建的搾取關係の小作人への移行、從つて半封建的小作關係の確立及び擴大、過小農的經營の持續、増加等に表はれてゐる。從つて又こ

我國農業に於ける封建的性質について

九一 (四四九)

れ等の變質によつて規定される原始的蓄積の積杆となつた、地租改正はかゝる傾向の基點となるものである。地租改正はかゝる原始的蓄積の全行程の基礎をなすものであつて、その政府による強行、政府の農民に對する封建的搾取の強行として現はれたものであつた。即ちこの過程に於て工業資本の急速な發展は、地租の過重を契機とする農民の土地收奪の犠牲に基いてなされたのである。今明治六年の地租改正條令の骨子を見るに次の如くである。

一、地租ノ物體 是ヨリ先キ地租ハ土地ノ收穫ヲ標準トシテ之ヲ賦課セシカ、改正法ニ於テハ土地ノ價格ニ應シテ課税ス。

二、課税ノ程度 舊幕時代ニ於テハ地租ハ五公五民ノ稱アリタルモ種々ノ寛法アリタルヲ以テ其實概ネ三公七民ナリシ。然ルニ今地租ハ地價ノ百分ノ三ヲ以テ定率トナス、故ニ現收穫ヲ百トスレハ其二十四五ヲ官ニ納ムルコトトナリ從來ニ比シ百分中四五ヲ減スル割合トナレリ。

三、收納ノ物體 從來地租トシテ政府ニ收納セシ物體ハ米穀等ノ實物ナリシモ、之ヲ改メテ總テ金錢ヲ以テ納付セシムルコトトス。(註一)

即ち地租改正は近代的租税制度の樹立を目的として行はれたものであつたが、それは世界資本主義の重圍の中に急速に資本主義化を必要とし、それ故に原始的蓄積を強行しなければならなかつた、我國資本主義の特質に基いて、封建的要素を強く有してゐるものであつて、封建的貢租に基いて之が金納化を圖つたものに過ぎない。既に貨幣經濟の發展に伴ひ、封建的租税制度との間の矛盾が認識されるに従つて、廢藩置縣による統一國家の成立は、從來の紊亂せる税制を改革して統一的全國的新租税制度の確立に對する要望を強めるに至つた。例へば明治三年六月、時の集議院判事神田孝平は地租の改革に關する建議中に、「從來ノ税法ニ從ヘバ煩勞多ク減耗多ク奸贓多シ、故ニ民

ニ對シテハ不憐ナリ、法ニ於テハ疏漏ナリ、財政ニ取リテハ損失ナリ、此數弊アリ速カニ改正セシムルハアル可ラス」(註二)と述べ、又陸奥宗光が明治五年五月地租改正に關する建議の中に於て「今法ノ如ク國ノ租税盡ク米穀ヲ收納スルノ弊猶是ヨリ甚シキモノアリ。如何トナレバ、政府理財ノ道ニ於テハ歲入歲出ヲ算シ豫メ確定セザル可ラズ、乃チ明年ノ經費ハ今年ヨリ豫算セザル可ラズ、而シテ明年ノ豊凶今年ヨリト知スベカラズ、故ニト知スベカラザルノ租税ヲ以テ豫算セザル可ラザルノ公費ニ用ヒントス、即チ未定ノ歲入ヲ以テ必要ノ歲出ヲ量ラザルヲ得ズ、理財ノ術モ難カラズヤ、且夫租税米穀ヲ以テ收メシムルノ法、封建ノ世ニ於テハ其運輸スル各部分ニアリ、之ヲ消費スル亦多クハ各部内ヲ出デズ、故ニ土下尙未ダ其弊ヲ見ズ、今ヤ郡縣ノ制課率ノ方法必ズ一途ニシテ全國ノ租税必ズ之ヲ一處若シクハ兩所ニ輸入セザルヲ得ズ、陸ニ運輸ノ失費ヲ出シ、水ニハ破船ノ危難ヲ抱ク、凡ソ税法ノ煩雜疎漏ニシテ不公平ナル之ヨリ甚シキハナシ」と述べてゐるのは統一國家、貨幣經濟の支配の下に於ける物納租税の維持の困難を示すものであらう。

かゝる要望は地價に對すも一定率の課税を基礎とする地租改正となつて現はれるに至つたのであるが、しかもこの改正地租に對しては、物納が金納に改正された以外その本質的な改革は行はれたと云ふことが出来ない。改正地租の基礎は全く舊租税制度の上に置かれたものであつて、唯之を全國的規模で平均したに過ぎないことは「先づ舊來ノ歲入ヲ減セサルヲ目的トシ」(註三) この地租改正の根本方針によつても明らかである。即ち收穫本位から地價本位への轉換は税率上實質的に何等の輕減をも齎らさなかつた。明治五年七月二十八日太政官布告「地方官心得書」による地價及び地租の算出法は次の如くである。

(一) 自作農地に於ける地價及び地租

我國農業に於ける封建的性質について

一、田一反歩

此の收穫米一石六斗

此の代價金六圓四十錢 但米一石代金四圓

内

一、金九十六錢 種子肥料代(收穫の一割五分)

一、殘引金五圓四十四錢

内

一、金五十四錢四厘 村入費(地租の三分の一)

一、金一圓六十三錢二厘 地租(地價の百分の三)

殘金 三圓二十六錢四厘 但六分の利子とす(農民の利益)

此の地價金五十四圓四十錢

(二) 小作地に於ける地價及び地租

一、田一反歩

此の收穫米 一石六斗

此の小作米 一石八升八合

代金三圓二十六錢四厘 但し米一石代金三圓

内

一、金一圓二十二錢 地租(地價の百分の三)

一、金四十錢八厘 村入費(地租の三分の一)

殘金 一圓六十三錢六厘 但し四分の利子と見做す(地主の收益)

此の地價金四十九圓九十錢(註四)

従つて、「從來ニ比シ百分中四五ヲ減スル」地租五分の二十四五に附加税たる町村税、村協議費等を合計すれば、正に四公六民となり、又更に年の豊凶、米價の高低に拘はず「寛法」の廢止されたことは從來に比し重課の度を増すに至つた。しかも地價の設定は現實に耕作する小農民の勞賃部分と平均利潤との控除の前提の下に立つて「收益」を基礎として計算し、その地價の上に合計百分の四の地租及び地方税を課したのであるから、生産費即ち勞賃の大部分を含む所謂收益の上に立てられた地價及びそれに基く課税は、それ自身餘剩勞働生産物は勿論、勞賃部分までも喰ひ込む封建的貢租の性質を有したのである。註五 唯土地所有權の確認の上に立つて、耕作者の犠牲の上に收奪が行はれる所に近代的租税制度としての特質を有するに過ぎなかつた。この封建的貢租を繼承した地租の重壓が、特に商業資本の壓迫と相俟つて、如何に農民階級を没落せしめたか、前掲「地租改正建議」に於て「前編改革ノ税ヲ見テ之ヲ難スル者アリ、曰ク古ハ民口ヲ計リテ工田ヲ給ス、兼併ヲ防ギ貧富ヲ均フスル所以ナリ、今俄ニ田地賣買ヲ許サハ、古法ニ反シ後害ヲ生スルノ怖レナキヲ得ンヤ。答曰人ノ情智愚ナリ、勤惰アリ、其智勤儉ヲ兼ヌル者ハ漸ク富ミ、愚惰奢ヲ兼ヌル者ハ漸ク貧シキハ當然ノ理ナリ、然ルニ今兼併ヲ防ギ貧富ヲ均フセント欲セハ、勢ヒ必ス富者ニ奪ヒ貧者ニ興フルニ至ラン、今其弊ヤ智勤儉ヲ抑ヘテ愚惰奢ヲ勤ムルニ至ラン、是レ斯民ヲ驅テ窮苦ノ中ニ陥ルルノ說ナリ(註六)」と述べてゐる神田孝平の言は土地兼併の必然性の上に爲されたものである。而して又地租改正後の地租が依然として重課であつたのみならず、その徴收は更に嚴刻を加へてゐる。この打撃を破つたのは

特に中小自作農並びに小作人であつた、それは又政府の地主保護諸政策によつて著しくせられてゐる。

一方貨幣經濟の發達と都市と農村との不均衡的發展(註七)の故に行はれた地租の金納化は、米價の變動に伴ふ一切の利益並びに損失を地主の責任に轉嫁すると共に、地主の商人化をもたらしめた。即ち地租の金納化は前述の資本主義の發達に伴ふ農村の自給自足經濟の崩壊と相俟つて、農村に於ける商品經濟の發達を豫儀なくせしめると共に、商業資本、高利貸資本の挑躍を促進する契機となつた。しかも我國農業に於ては土地改革の不徹底の故に半封建的生產關係の殘存を見、従つて農村に於ける商品生産は生産力の發展に伴つて生じたものではなかつた。未だ資本制生産方法の下に屬することなく、依然として「廢滅に歸した社會諸形態」から傳來せる生産方法の下に、即ち封建的生產様式のまゝに残された農業に於ては、商品經濟は、市場を目的として生産されない農産物をして市場價格の支配の下に屬せしめる。従つて彼等に於ては獨立生産者に於ける平均利潤は成立し得ない。かくて農村に於ける商品經濟の侵入は、農業家内労働と農業との直接結合の破壊と共に、農業に對する經濟的收奪を一層激化することによつて農民の、殊に小農の窮乏化を促進したのである。

今農産物の市場化を示す一例として米作に於ける商業耕作への變化を擧げる。次の表は各戸平均米收穫額の増加を示してゐるが、

	米收穫額	農家總戸數	各戸平均米收穫額
明昭十七年	二六三五〇 千石	五八八〇 千戸	四・五
大正十一年	五七一七〇	五四四〇	一〇・六

このことは前述した所によつて明らかなる如く必ずしも消費高の増加を示すものではない。明治三十八年に於ける總人口は四三二、九九〇千人であり、その中農村人口は七六%を占め、二四%が都市人口であつた。そして米の收穫

高は全穀物の二一・三% (約四千七百萬石) を示してゐた。大正十二年に至つては都市人口は既に全人口の五〇% 弱に達してゐる。大正七年以來都市人口の米消費高は一人當り一石八斗、即ち約三千三百六十萬石で、この數字からすれば大正十二年の米收穫高は約五千七百萬石であつたから、都市人口は總收穫高の五八・四% を購買してゐることになる。即ち二十五年間に市場に持ち出された米は二倍に増加してゐるのである。(註八) として其の他に於ても如何に商業的作物に耕作が集中されたかは作付段別の變化を見れば明らかである。

商品經濟の發達は又土地をも商品化せしめ、土地の抵當化、賣買等を通じて、高利貸資本乃至商業資本への土地の集中を促進する。そしてこの過程は又土地を收奪された中小自作農の純小作人乃至農業賃労働者へ没落の過程である。

- (註一) 「明治財政史」 第五編三三六―三三七頁
- (註二) 同上 三二〇頁
- (註三) 同上 三六〇頁
- (註四) 中澤辨次郎「農村經濟講話」 五八四―五八五頁
- (註五) 平野義太郎前掲書二二頁
- (註六) 「明治財政史」 第五編三一―九頁
- (註七) 小野道雄「農村窮乏史を貫く二重性」(日本農業恐慌研究) 一五頁以下參照
- (註八) オレグ・ブレトネル「日本に於ける農業問題」農民闘争社譯 四七頁

四

かくて地租は一面に於て近代的租稅制度の端緒となつた共に、その中に含まれてゐる封建的性質は絶對王制と規

定さるべき明治新政府の物質的基礎が半封建的生産關係に置かれてゐる必然的結果であつた。従つて一般に資本主義の發展特に都市に於ける資本制工業の發展と農業に於ける半封建的生産關係の殘存との矛盾、これが我國に於ける階級分化の特殊性を條件付けるものである。特殊化された原始的蓄積の強行、殊に地租による農民の收奪は一方に於て土地兼併を増大すると同時に中小農民を没落せしめ、又中小農民及び小作人の一部を土地から切り離して近代的プロレタリアートを形成する一要素たらしめた。更に土地細分の制限の解除、土地抵當及び小作地の自由は自作農の自作兼小作乃至小作農への没落に對する有力な積杆となるに至つたのである。吾々は此の過程の現象を小作地の累進的增加、自作兼小作農及び小作農の増加、大土地所有の集中を示す次の諸表に見ることが出来る。(註一)

小作地の累進的增加

明治	耕地總反別		小作地反別		總反別に對する小作地反別の割合	
	町	戸	町	戸	%	%
六	三、〇四四、四八〇	二、〇九七、六四八	三、〇四四、四八〇	二、〇九七、六四八	三三・一〇	
一六	三、四一五、七〇七	二、二五五、一〇七	三、四一五、七〇七	二、一〇六、五九九	三六・七五	
二〇	四、六〇九、一七二	一、八一三、四六五	四、六〇九、一七二	二、七九五、七〇七	三九・三四	
二五	五、〇八一、〇〇四	二、〇三一、九五八	五、〇八一、〇〇四	三、〇四九、〇四六	三九・九九	
總耕作業戸數に對する小作農戸數の割合						
	自作農	小作農	自作一〇〇戸	總戸數一〇〇戸		
明治一九年末	三、二二一、〇七五	二、三九六、九六五	七六・八	四三・四		

同 二四年末 三、〇〇五、六九二戸 二、四八二、九三八戸 八二・六 四五・一

自作農・自作兼小作農・小作農の割合の變化

明治	自作	自作兼小作	小作
一六	三九・八三%	三八・六五	二一・九四
二四	三三・二二	四五・一四	二二・六九
三一	三三・二七	三九・一五	二七・五八

土地集中、兼併の状態を示す全國的資料は存しないが、その標本的狀態として新潟縣に關する左表は如何に巨大土地所有者に耕地が集中せられたかを示すことが出来るであらう。

明治	三五町一	五〇町一	一〇〇町一	二〇〇町一	三〇〇町一	五〇〇町一	一〇〇〇町一	五〇〇町以上
一八	二五一	六二	四三	八	九	四	三	一二九
二三	不詳	一七〇	五四	一三	一一	五		二六四

地租の重課によつて抑壓せられてゐる中小自作農並びに小作農の不滿は明治六年乃至十年の全國的な騷擾(註二)となつて現はれ、その結果は明治十年五厘の減租を見るに至つたのであるが、それは唯地主にとつてのみ有利に作用した。中小自作農は減租による利益をも、又都市の發展による需要の増加と政府の通貨膨脹政策の結果としての米價の騰貴による利益をも殆んど受け得なかつたのみならず、明治十四年以後の通貨收縮政策によつて打撃を蒙り顯著なる土地收奪と共に、没落の過程を辿らざるを待なかつたのである。反之、政府の地主保護政策よつて確保された半封建的搾取の強化と、米價騰貴並びに反當り收穫量の増加に基く小作料の増加と共に、地主の收得する貨幣

所得は實質的に増大した。(註三) 殊に小作料徴收の物納と、租税納入の金納とは商業的利潤の獲得に資することが大であつた。かくして地主は自らを農村に於ける搾取階級として構成すると共に、豪農地主の上層は小作料に寄生する不耕地主にまで發展せしめたのである。

この過程に於て、主として地租の形態に於て蓄積された資本は、國家財政に、又公債利子を通じて公債を所有する商業資本及び高利貸資本に、又官營工場並びに民營工場に對する保護政策として、商業資本の産業資本への急速な發展を助長した。これと共に小作人の全餘剰生産物を收奪せる地主によつて蓄積された資本を商業資本家乃至高利貸資本家として商業又は工業に投資され、銀行預金となり、債券、株券に轉形した。即ち農業に投資される場合には單に土地購買者として、即ち地代搾取を目的として投資されるに止まり、農業資本家としては投資されなかつたのである。これは土地改革の不徹底の結果農業に於ける半封建的搾取關係の支配は、高率なる半封建的小作料の發生を誘ひ、この高率小作料の桎梏が農業經營に於ける資本家的利潤の發生を阻害すると共に、我國の資本主義の發達に於ける原始的蓄積の特殊性は半封建的小作關係の維持強化によつて、産業資本の爲めの莫大なる利潤が確保されたが故である。

従つて封建的小規模生産様式に基く封建的搾取關係を地租の本質の中に存する限り、この地租の封建的性質は地租の源泉として半封建的小作料の搾取を公權的に擁護したことによつて農民社會に於ける基本的階級對立としての地主對小作人の對立を生ぜしめた。明治維新による土地改革は前述の如く地主を土地所有者としたのであるが、小作人は土地に對する隷屬から解放されると同時に、農奴的權利たる耕作權を喪失するに至つた。然かも形式上地主に對して課せられた地租は小作人に轉嫁され、地租の現實の負擔者として、封建的物納地代の形態を有する小作

料は封建的搾取を擴大再生産しつゝ、農民大衆をプロレタリア化、半プロレタリア化せしめた。(註四) 即ち地主の小作人に對する搾取關係を法認することによつて國庫收入の確保を爲めに、明治政府は納税者を従來の耕作者から地主に移したのであつて、その結果従來の耕作者に對する農業政策は地主保護政策に轉化せしめられることになつた。烏取縣小作條例はかゝる小作人に對する搾取關係を示すものとして屢々引用される所である。

第二條 前條宛口米ハ貢租ノ生ズル基ナレバ、作人タルモノノ貢租ノ心得ヲ以テ、期限通り、嚴重拂込候儀ハ勿論ト可相心相候事

第八條 宛請心得書ヲ定ムル上ハ、尙ホ精々戸長ニ於テ注意シ、拂込等閑ノ輩無之、又不相當ノ宛方不致様、双方ラシテ其義務ヲ全カラシムベシ。萬一説論ニ從ハズ、不條理ノモノ有之候ニ於テハ、戸長主トシテ其筋へ可申出候事。(註五)

かくして地主は小作人に對する半封建的搾取を確保せしめられ、益々富裕化しつゝめる一方に於て、小作人は貧農へ、農業賃労働者へと没落するのみである。小作料は地租改正にも拘はらず、地方全般を通じて見れば舊來の年貢額をそのまま繼續したものに過ぎない。(註六) しかもそれは其後も少しも減少されないのみならず、土地改良による土地生産力の増加、小作地に對する競争の激化等によつて益々引き上げられてる。(註七) 之に加ふるに、地主に對して利益をもたらした米價の騰貴も、それに伴ふ或ひはそれ以上の、肥料其の他の農村必需品の價格の騰貴によつて、貧農乃至小作農にとつては負擔の増加であり、貧窮化への一つの標識となるものである。

かくして殘存せる半封建的生產關係の土臺の上に、産業資本の成立、確立、發展が可能とせられたことによつて農業に於ける資本主義的生產關係の發展は全く犠牲にせられた。地租の重壓によつて餘剩價值のみならず、直接生

産者の勞賃部分までも收奪せられ、農民殊に中小農民は、再生産の爲めの生活資料若しくは生産手段の縮小による再生産の基礎の縮小によつて、又は生産手段殊に土地の抵當による高利貸資本への隷屬を強めることによつて、土地を細分化、乃至自作兼小作へ、純小作人へ、そして又近代的プロレタリアートへ轉化せしめられる。然し新興資本主義はその急激なる發展にも拘はず、これ等農村の過剰勞働力を吸収し得る程度に廣汎な發達の段階に達してはゐなかつた。従つて彼れ等は半封建的小作人に轉化し、潜在的過剰勞働力として常にプロレタリアートの絶えざる壓迫となつたのである。

元來過小農的土地所有形態は「より初期の舊諸形態の下にも見られた如く農村の人口が都市の人口を著しく凌駕してゐるといふ事實を、隨つて他の方面に資本制生産方法が支配的に行はれてゐるとしても、その發達は相對的に微々たるものであつて、農業以外の生産諸部内に於ても資本の集積は狹隘な限界内を運動するに過ぎず、寧ろ分散が勢ひを揮つてゐるといふ事實を前提する」(註八)ものである。然るに我國に於ては、農業人口は常に都會人口を凌駕してゐた、大戦を契機とする好況時代を除いては、農村過剰人口に對する全面的要求は生じなかつたのである。資本主義の最も著しい特徴の一つは「工業の異常なる發展と生産が益々大なる企業へ集中する驚くべき急激な過程」であるが、「しかし生産の集積は勞働者の集積よりも遙かに強い」(註九)今我國に於ける資本の集積率と勞働者の集積率とを對比して見れば次の如くであるが、

大正二	會社數	同上指數	拂込濟資本總額	同上指數	一社平均拂込濟資本額	同上指數	一社平均職工數	同上指數
八	一〇、一二二	二二四	二、二四八、八五九	二七六	三三二	一三八	三三三	一三二
大正二	四、九六一	一〇〇	八、一四、二四〇	一〇〇	一六〇	一〇〇	二七	一〇〇

昭和元	一三、七一一	二九六	四、六四七、八一六	五一七	三三九	二二二	四一	一五二
一三	一一、八五一	二七九	二、九三六、〇四七	四八三	三二五	一九七	三三、七	一二五

(備考) 大正二年一社平均職工數は大正三年の平均

(稻村隆一、稻村順三、日本に於ける農業恐慌「二二頁より」)

ここに示されてゐることは、勞働者の集積率が資本の集積率に比して遙かに低位にある結果、農村に於ける人口の自然増加率と相俟つて、過小農經營の擴大再生産は我國農業の發展過程を通じて全般的に行はれてゐたといふことである。殊に大戦後の相對的安定期に於て資本家の企圖した産業合理化による資本組織の高度化と、其後の恐慌對策としてのその強行とは農村勞働力の過剰を著しくした。そして我國農業に於ける半封建的生產關係の殘存は過小農經濟の擴大再生産をして半封建的小作關係の上に基かしめるに至つたのである。

(註一) 平野義太郎前掲書 六五―七〇頁

(註二) 其後この運動は民主主義的政治理論と結合するに至り自由民權運動へ發展した。

(註三) 米價の騰貴と共に地價の改正が行はれなかつた結果として地租は實質的に輕減されるに至つた。そして他方生産行程に於ける異常なる資本蓄積の發展と相俟つて原始的蓄積としての地租の役割は次第に減ずるに至つた。今明治初期に於ける中央租税中地租の占むる割合を示せば次の如くである。

明治	八一二	八〇・五%	三・一%	七・九%	—	四・三%	四・二%	五一、九〇四
同	一三一七	六五・六	四・四	二二・八	—	四・四	三・八	六〇、三五二

我國農業に於ける封建的性質につて 1011 (四六1)

我國農業に於ける封建的性質について

104

(四六二)

同 一八一・二二	六九・四	三・八	二〇・二	〇・七	五・二	一・四	七一・七五三
同 二二一・二七	七四・三	二・七	一七・二	一・一	四・四	〇・三	一一三・三三三
同 二八一・三三	五八・一	五・五	二七・二	一・九	七・二	〇・一	一二九・二五七
同 三三一・三七	三二・五	六・八	四三・三	五・七	一一・七	—	一五一・八七五
同 三八一・四二	二八・一	九・八	三八・二	一〇・〇	一三・九	—	三〇〇・二〇四
同 四三一・大正三	二一・八	一〇・一	四〇・五	一一・四	一六・二	—	三四四・〇六一
大正 四一・八	一六・一	一〇・九	三八・五	二三・八	一一・七	—	四五六・七〇八
同 九一・一三	九・〇	一〇・六	四一・八	二六・七	一一・一	—	八一七・四七一
大正 四一・昭和四	七・六	一〇・二	三九・八	二六・二	一五・八	—	八九八・五二三

(日本經濟年報「第二輯八二一八三頁」)

而して地租の軽減と共に消費税、關稅等の間接稅の増加はこれ等が農民の收奪に作用するに至つたことを示してゐる。

(註四) かゝる土地關係の下に於ては經濟的強制と身分上の隷屬とは消滅しなかつた。唯かゝる半封建的搾取關係は地主

の搾取權が高利貸的性質を有する點で純然たる封建的搾取關係と區別される。(羽仁五郎・伊豆公夫、明治維新に

於ける制度上の變革、日本資本主義發達史講座、第一部明治維新史二五頁)

(註五) 平野義太郎前掲書三五頁より引用

(註六) 「地租改正ノ際ニハ別ニ小作料ニ觸レズ、著シク反別ノ増減アリタルモノ以外ニハ依然トシテ舊來ノ小作料ヲ繼

續シタ。」(現行小作料ノ沿革及ビ小作料額決定ノ標準、大正十年農務局「小作慣行調査」四五頁)又小作料額の

改訂が行はれた地方に於ても、曩に述べた地租徵收確保の目的を以て「舊慣小作料(年貢)額ヲ參考シテ一村ニ

オケル小作料ノ總數ニ於テ、増減ナキ程度ニ改定セラレタル有様ナルヲ以テ、一筆毎ノ小作料ニハ増減ヲ生ジタ
ルモ、地方一般ヲ通ジテ之ヲミレバ大體ハ舊慣小作ノ額ト大差ナシト謂フベシ(同四五頁)

(註七) 小作料の増加の結果明治十七年を轉期として農民運動は百姓一揆より小作争議へと進んだ。

(註八) マルクス「資本論」高島譯第三卷下三四三頁

(註九) レーニン「資本主義最近の段階としての帝國主義」岡田宗司譯四頁

五

我國農業に於ては前述の如く原始的蓄積の特殊性に基いて封建的搾取關係が支配的である。従つて原始的蓄積が進行し、一般資本主義の著しい進展を見るに至つても、農村に於ける階級分化は封建的要素が強く含まれてゐた。

即ち小作農と自作兼小作農が全農家戸數の約七割を占め、小作地が全耕地の四割六分に達する我國に於ては地主と小作農との對立は最も基本的な對立形態となつてゐる。そして自作地面積に比して小作地面積の増加の傾向、並びに自作兼小作農家戸數の増加の傾向はかゝる階級分化の方向を示すものである。(註一)この結果高率な封建的小作料の制限によつて資本制利潤の成立が不可能ならしめられ、従つて農業に於て生産された餘剩價值が農業部門で再生産されず工業資本に轉化せしめられるといふ關係に於て、資本主義的階級分化は阻まれてゐた。即ち土地收奪と對應して行はれた土地集中にも拘はらず、それは經營の集中を伴はず、大農場經營による賃銀勞働者の搾取形態よりもむしろ小作料搾取といふ半封建的搾取關係を擴大再生産したのである。(註二)そしてかゝる半封建的過小農經營の再生産の基礎の上に製絲業、綿絲紡績業等の發展が可能にされた。過小農制殊に過小農的小作農に於ては賃銀收入は農家收入の主要部分を占めて居り、従つて賃銀勞働によつて半封建的小作料と半農奴的勞働條件とは相互に依存せし

められるが故である。又この過小農制は養蠶業の独自の発展に對する地盤を提供したのであるが、この結果は製絲業者乃至は仲買人等を通じて農村を産業資本、商業資本の下に隸屬せしめる一つの契機を作つた。

この階級分化の過程は我國農業の発展を通じての一つの傾向である。我國資本主義は依然として農村に對して半封建的搾取を續けてゐる一方に於て、封建的基礎に立つてゐる農業生産に基く消費力の低位と、國內市場の狹隘化は、世界資本主義の發展、帝國主義的段階への歴史的發展の爲めに、我國資本主義の市場獲得をして列強帝國主義との鋭き對立に立たしめた。そして我國資本主義の發展はそれに伴ふ資本主義的搾取の強化を以て農村に臨んだのである。その結果は農業に於ては益々半封建的生產關係が残存せしめれると共に、都市並商業工業に於ける急速な且つ高度の資本主義の發展が齎らされた。農村の慢性的窮乏はこの矛盾の中に基礎付けることが出来るであらう。

かゝる封建的生產關係並過小農經營の下に於ては生産力の自由なる發展はあり得ない。即ち一方に於て土地所有の獨占が行はれてゐる反面に於て、依然たる過小農の擴大再生産、並びに土地を喪失せる農民に對する都市の工業資本の吸収力の排除の結果、農村過剩勞働力が土地飢饉を尖鋭化して小作料を釣上げるが故である。而かも高率の小作料は小作人から全餘剩勞働を、時としては賃銀部分までも收奪することによつて過小農的小作人をして益々窮乏ならしめる。過小農經營が小作地に於てなされる所にあつても、小作料は他の如何なる事情に於けるよりも這かに著しく利潤の一部を含み、甚しきは勞賃からの控除部分をも含むことがある。この場合、小作料は名目的の地代たるに過ぎず、勞賃及び利潤に對立した一の特殊範疇としての地代ではない。註三今我國に於ける實收小作料を示せば次の如くである。

	反當 小作料	反收穫	反當收穫に對す る小作料の割合
大正 二	一・二二	一・六五九	六七%
八	一・二二	一・九五九	五八
一〇	一・二七	一・七六〇	六六
一二	一・二二	一・七六一	六四
一四	一・〇七	一・八九三	五八
昭和 元	一・〇七	一・七八〇	六一
二	一・一三	一・九五七	五二
三	一・二二	一・八八九	五五
四	一・一一	一・八五五	六〇
五	一・〇三	二・〇六〇	五〇
六	一・〇四	一・七〇〇	六一

(日本農業年鑑「二八三・三一六頁」)

即ち收穫高の五割以上が小作料として收奪されてゐるのである。(註三)

現在最も多く行はれる小作は豫め小作額を決定する賃貸借契約に基く普通小作である。小作料の形態については田は殆んど米納で畑園は金納及び代金納が比較的多く行はれてゐるが、田畑園を通じて米納が最も多い。この封建的な物納の形態に於ては收穫の増加は農産物價格の如何に拘はらず小作料の騰貴を意味するものであり、又現物の

數量に何等の變化がなくても物價の騰貴によつて地主の取得額の増大を意味する。しかもこの高率小作料は封建的遺制としての歴史的事情に基くと共に、他方高まれる絶對地代差額地代に加ふるに小作人の利潤並びに勞賃の一部の奪取を含むものであつて、(註四)こゝに我國小作料の高率である理由が存する。

この高率な小作料は又高利的地代を現出せしめることによつて、土地の購買者がその爲めに投じた資本の故に農業資本を涸渇せしめる。蓋し土地價格は地主其の他の土地所有者が土地私有制の下で收得する地代若しくは土地資本利子の擬制資本化である。そして「農業が資本制的に經營されて、土地所有者は單に年々地代を受けるだけのとなり、而して小作農業者は土地についてこの年地代のほか何物も支拂はなくなつたとすれば、土地所有者自身が土地の購買に投じた資本は、彼れから見れば利子附投資に違ひないとは云へ、農業それ自身の上に投じられた資本とは何等關係するところがないことは一目瞭然である。それは農業上に機能する固定資本の一部でもなければ、流動資本の一部でもない。それは寧ろ、年地代を受くべき權利を土地購買者に確保せしめる丈であつて、この地代の生産とは絶對に關係するところがない」。(註五)即ち土地購買の爲めの投資は過小農民が農業經營上に投ずる資本の上には何等影響を及ぼすものではない。然るに、かゝる高利的土地價格並びに高率小作料の存在は之に農業資本を投下せしめる機會を失はしめることによつて過小農經營に益々重壓を加へる。即ち農業の資本構成に於ては、その壓倒的部分を占むるものは土地價格への投資であり、従つて農耕資本の占むる割合は極めて少なく、自作農に於ては二五・七% 自作兼小作に於ては一八・八% 小作農に於ては一六・四% 三者平均二一・五%である(註六)従つて、これによつても土地價格の極端が如何に我が農村の農耕資本を制限し、農業の生産力の發展を阻害してゐるかを窺ふことが出来るであらう。

かくして過小作經營の下に於ては「生産そのものにとつて外來的な」土地價格といふ要素が、「生産を不可能ならしめる」高さなまで昂騰する。この過程に於て地主乃至資本家は土地を兼併收奪することによつて過小農乃至小作農の搾取を益々強化すると共に、過小農經營の没落(貧農のプロレタリア化)、及び中小自作農の破滅による半封建的小作關係への再生産が行はれる。そして勿論一方に於て後れた生産關係を分解しつゝ、資本主義體制の不可避的侵入の過程にも拘はず、尙農業に於ては一般に半封建的生產關係が支配的なものとして残され、地主は資本の支配下に半封建的搾取を續けることによつて、農民大衆の慢性的窮乏を強化しつゝあつたのである。

(註一) 小作地及び自作地の割合並びに自作別農業戸數を示せば次の如くである。

年次	自作地		小作地		土地總面積に對する割合		指 數	
	面積(町)	%	面積(町)	%	自作	小作	自作	小作
明治三八	三、〇一九、一三〇・四	二、三六三、二四七・八	五六・一	四三・九	一〇〇・〇	一〇〇・〇		
同 四〇	三、〇八〇、七九七・二	二、四一七、五一二・一	五六・〇	四四・〇	一〇二・〇	一〇二・三		
大正 元	三、二〇〇、九〇四・九	二、六一八、八一五・五	五五・〇	四五・〇	一〇六・〇	一一〇・八		
同 五	二、二四七、五五七・五	二、七一一、八二二・一	五五・五	四五・五	一〇七・六	一一四・七		
同 一〇	三、三三五、五三二・五	二、八二六、七〇〇・二	五四・一	四五・九	一一〇・五	一一九・六		
昭和 二	三、二九八、一一一・四	二、七八二、〇四四・〇	五四・二	四五・八	一一〇・九	一二七・八		
同 四	三、〇八四、九二二・〇	二、八一二、五一二・三	五二・三	四五・七	一〇二・二	一二二・〇		
同 五	三、〇八六、八一四・八	二、八二八、八六七・二	五二・三	四五・七	一〇二・二	一二九・七		
同 六	三、二四五、一二七・二	二、七四三、六九二・九	五二・六	四六・四	一〇七・五	一二六・一		
我國農業に於ける封建的性質について					一〇九	(四六七)		

我國農業に於ける封建的性質について

110 (四六八)

	自作		小作		自作兼小作	
	戸数	百分比	戸数	百分比	戸数	百分比
大正八	一、七〇〇、七四七	三〇・三二	一、五五四、六三九	二八・二〇	二、二三四、八〇一	四〇・七七
一〇	一、六六九、〇九〇	三〇・五九	一、五五四、六六七	二八・四九	二、二三一、九二四	四〇・九三
昭和二	一、七三七、一九三	三一・二四	一、四九五、六七六	二六・八九	二、三二八、七三九	四一・八七
同三	一、七四八、〇七一	三一・三六	一、四八二、八五六	二六・五八	二、三四四、九五四	四二・〇六
同四	一、七三七、四三八	三一・一六	一、四七八、二一四	二六・五一	二、三五九、九三一	四二・三三
同五	一、七四二、九九三	三一・二三	一、四八六、一三三	二六・五四	二、三七〇、五四四	四二・三三
同六	一、七四九、八八八	三一・九〇	一、四九一、三七八	二六・五二	二、三七八、八一	四一・五八

(註二) マルクス「資本論」第三卷下 三四八頁
 (註三) 水田に比すれば畑の小作料は相當に低い然かも尙通常生産高の三〇%乃至四〇%に及び一般に觀念される程決して低率ではない。

	小作料		收穫金高		收穫金高に對する小作料の割合	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額
米	〇・六二四	一九・八八五	四九・六六六	四二・二%		
粟	〇・九〇三	一五・五六六	五七・七九一	二六・九		
大豆	〇・七八一	一五・七二一	三八・七四三	四〇・六		

(註四) この具體的計算については猪俣津南雄「資本主義の第三期」二八〇頁以下を参照
 (註五) マルクス「資本論」第三卷下 三四六頁
 (註六) 東洋經濟新報社「日本經濟年報」第一輯 一〇二頁

—一九三三・二・一七—

最近經濟文獻

【理論經濟學】

- *經濟哲學(經濟學全集)九 二木幾保・杉村廣藏共著 四六判：四五〇頁……………改造社
- *マルクス貨幣理論批判 フロツク著 大野純一譯 四六判：……………實文館
- *限界効用説とマルクス主義(社會文庫) ケツハル著 藤田清譯 四六判一八四頁……………日本評論社
- *價值論の學說價值(社會文庫) テイツェル著 渡邊信一譯 四六判九三頁……………日本評論社
- *經濟學入門(岩波文庫) ローザ・ルクセンブルグ著 佐野文夫譯 菊半蔵……………岩波書店
- *資本論註解(第一卷) ローゼンベルク著 直井武夫・淡徳三郎譯 四六判六二二頁……………改造社
- *經濟學實踐 服部文四郎著 菊判……………明善社
- *新時代の常識經濟學小話 高橋渡著 四六判 第一出版協會……………物價論上に於ける一論争(三田學會雜誌、二七卷一號、昭和八・一、一〇七—一三八頁)……………小高 泰雄
- インフレーションの基礎理論(改造)一五卷二號、昭和八・二二六—二五一頁……………猪俣津南雄

最近經濟文獻

111 (四六九)

- Henryk Grossmann: Die Wert-Preis-Transformation bei Marx und das Krisenproblem (三田學會雜誌、二七卷一號、昭和八・一、一六四—一八九頁)……………真田 忠雄
- *Heinmann, E.: Sozialwissenschaft und Wirklichkeit. Zwei sozial. Vorträge. Tübingen, 1932. 66 S.
- *Hicks, J. R.: The theory of Wages. London, 1932. 261 p.
- *Jahn, J.: Das grosse Schlagwort oder Dir unsterbliche Kapitalismus. Humburg, 1932. 210 S.
- *Kander, E.: Repertorium der theoretischen Nationalökonomie. Wien, 1932. VI. 165. S.
- *Melchert, I.: Modern money. A treatise on the reform of the theory and practice of political economy. London, 1932. 288 p.
- *Schiff, W.: Die Planwirtschaft und ihre ökonomischen Hauptprobleme. Berlin, 1932. 106 S.
- *Seesenmann, K.: Die Ueberwindung der Krise München, 1932. 118 S.
- *Stachelberg, H.: Grundlagen einer reinen Kostentheorie. Wien, 1932. 131 S.
- *Wicksstead, P.: The co-ordination of the law of distribution. 1894. London, 1932. 60 p.